

学校・園とのより良い関係づくりにご協力をお願いします

労働施策総合推進法※の改正により令和8年10月から事業主に対しカスタマーハラスメントへの対策が義務付けられました。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律



適切な表現・声量

怒鳴るなどの行動はお控え
ください



適切な要求

学校・園ができないことも
あることをご理解ください



適切な時間内のご相談

過度に長時間のご相談は
お控えください

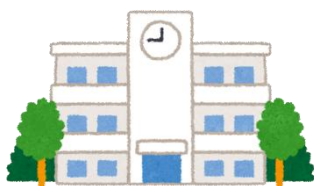


SNSでの拡散

先生や子どもたちを傷つける
SNS投稿はお控えください

学校・園が子どもたちを中心に据えて教育・保育活動を行うに当たって、保護者や地域住民の方は子どもたちの成長を支える重要なパートナーです。

保護者や地域のみなさまにおかれましては、子どもたちの健やかな成長のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



教育委員会の対応
方針はコチラ

